

士別市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 概要版

1 実行計画策定の背景～計画策定の目的～

- 国では、令和3（2021）年4月に、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「脱炭素社会・カーボンニュートラル」を目指すため、温室効果ガスを「令和12（2030）年度において平成25（2013）年度比46%削減」を表明しました。
- 道においても「北海道地域温暖化対策推進計画（第3次）」で脱炭素社会の取り組みを進め、削減目標を「令和12（2030）年度において平成25（2013）年度比48%削減・2050年ゼロカーボン北海道」の実現を目指します。
- 本市においても、国が掲げる「脱炭素社会」「地域経済」「分散型社会」という3つの意向を踏まえて、令和4（2022）年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、温室効果ガス排出量の削減に向け、効果的に地球温暖化対策を推進していくことを目的に策定します。

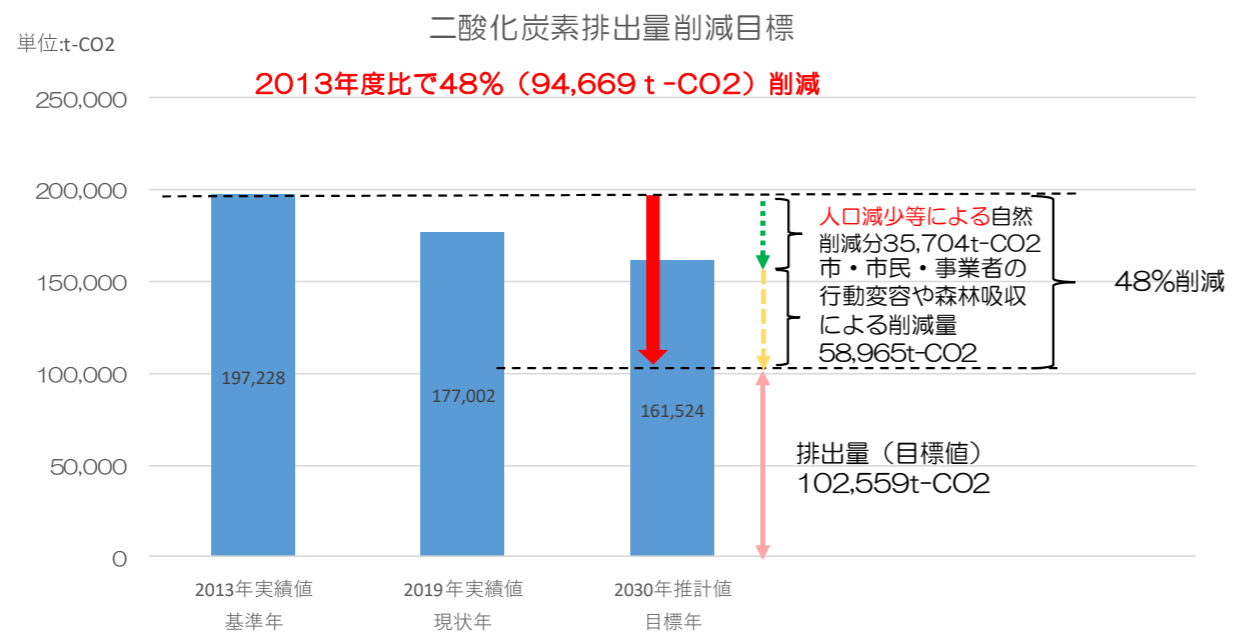
2 本計画の位置付けと期間

- 本計画は「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するうえで、令和12（2030）年までの削減目標やその達成に向けた取組等を示すものであり「改正地球温暖化対策推進法」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定します。

計画期間 令和4年（2022）年度から令和12（2030）年度まで
対象地域は士別市全域

3 削減目標

- 令和12（2030）年度までに温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を2013（平成25）年度比で48%（94,669 t-CO₂）削減を目標とします。



4 地球温暖化対策に関する施策～基本方針～

- ★ 取組の基本的な考え方
 - 1) 市民全ての人の協働による取り組みを推進
市の率先行動のもと、市民・事業者による取り組みが重要です。情報発信や情報共有・相互協力など各主体が連携・協働し、地域全体として推進します。
 - 2) 一人ひとりの取り組みを推進
市民一人ひとりが地球温暖化防止への意識を持ち、各自ができることから行動することが必要です。意識・行動の積み重ねで大きな成果を得るため、意識啓発を推進します。
 - 3) 再生可能エネルギーの活用について調査・研究を深めます。
再生可能エネルギーについては、市民や事業所の理解・協力のもと、市民に有益な体制が構築されるよう、引き続き調査・研究を深めます。

5 地球温暖化対策に関する施策～市の取り組み～

- 1) 日常業務における省エネルギー行動
公共施設における省エネルギー行動等を徹底することにより、市民や事業者に対する率先行動を示します。
- 2) 移動時の省エネルギー行動
クリーンエネルギー自動車の購入促進について、市公用車を中心に推進します。
- 3) 建物の省エネルギー化
まちづくりの取り組みなどと連携を図りながら建物の省エネルギー化を進めます。
- 4) 都市機能の集約化
公共交通の利便性向上に向けた施策や都市機能の集約化など、コンパクトで持続可能なまちづくりの推進します。
- 5) 森林等の吸収源対策の促進
計画的な森林の整備と適切な維持管理に努め、森林吸収源対策を推進します。

6 地球温暖化対策に関する施策～事業者・市民の取り組み～

- 1) 事業者の取り組み
本市は農業をはじめ建設業や製造業など様々な事業が展開されており、事業内容や規模、経営方針も異なるため、事業者と創意工夫しながら二酸化炭素の削減に向けた自主的な取り組みを進めるために情報提供を行い、環境活動の実践に向けた取り組みを連携して推進します。
【一例】通勤時の徒歩や自転車の励行・設備更新時に省エネルギー設備の導入等
- 2) 市民の取り組み
市民一人ひとりが電気や燃料を効率よく使用して、日常生活における省エネルギー化を着実に進め、出来ることから少しずつ実践します。
【一例】車のアイドリングストップ (40.2kg-CO₂ の削減)・照明をLEDランプに取り換える (43.9kg-CO₂ の削減)・食品ロスの縮減 (54.0kg-CO₂ の削減)

7 計画の推進体制等

- 市・事業者・市民の各主体が取り組みを進めるとともに、各主体が協働して地域ぐるみで取り組みを推進します。